

第1回東松山市・小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町・東秩父村
ごみ処理広域化協議会 次第

日時：令和8年5月11日（月）

午後2時00分から

場所：東松山市役所 3階全員協議会室

1 開会

2 あいさつ

3 委員及び事務局紹介

4 協議事項①

・広域化協議会の公開に関する指針について…協議資料1

5 報告事項

・広域化協議会設立までの経緯について…報告資料1

・広域化協議会規約について…報告資料2

6 協議事項②

・令和8年度広域化協議会事業計画について…協議資料2

・長期スケジュールについて…協議資料3

7 その他

8 あいさつ

9 閉会

東松山市・小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町・東秩父村ごみ処理広域化協議会の公開に関する指針

令和 8 年 5 月 1 1 日

（目的）

第 1 条 この指針は、東松山市・小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町・東秩父村ごみ処理広域化協議会（以下「協議会」という。）の会議を公開することにより、その審議の状況を住民に明らかにし、会議の運営の透明性、公正性を確保するとともに、行政に対する住民の理解と信頼を深め、もって開かれた行政の推進に寄与することを目的とする。

（会議の公開）

第 2 条 協議会は、次に掲げる場合を除き、会議を公開するものとする。

- (1)当該会議において、東松山市情報公開条例（平成 1 5 年東松山市条例第 2 8 号）第 7 条第 1 号から第 7 号に関し審議する場合
- (2)当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合
- (3)その他出席者が非公開と認める場合

（公開又は非公開の決定）

第 3 条 前条に規定する「会議の公開」における第 1 号から第 3 号については、協議会に諮って公開又は非公開の決定を行うものとする。

（開催の周知）

第 4 条 協議会は、会議を開催するに当たっては、開催日時、場所、協議事項その他必要な事項をホームページへの掲載等により事前に公表するものとする。

（公開の方法等）

第 5 条 協議会の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、協議会は、傍聴定員を定めることができる。

3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とするものとする。ただし、協議会が必要と認めるときは、抽選その他の方法とすることができる。

4 協議会は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

5 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、係員の指示に従うとともに、協議会が定める事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

（会議資料の提供）

第6条 協議会は、傍聴者に対し会議資料（非公開情報が記載されているものを除く。）を配布するよう努めるものとする。

（会議録の作成及び公表）

第7条 協議会は、会議終了後速やかに次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別
- (5) 非公開の理由（会議を非公開にした場合に限る。）
- (6) 会議内容の概要
- (7) その他協議会が必要と認めた事項

2 協議会は、前項により作成した会議録及び会議資料を公表するものとする。ただし、会議録及び会議資料の内容が第2条各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

3 前項による公表は、ホームページへの掲載等により行うものとする。

附則

この指針は、令和8年5月11日から施行する。

広域化協議会設立までの経緯

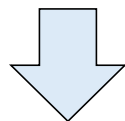
第 1 回東松山市・小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町・東秩父村
ごみ処理広域化協議会

○東松山市が広域化の検討に至った経緯

- ・これまで、ごみ処理の広域化を模索し続けてたが、比企地域全体での広域化は叶わなかった。
- ・既存施設の老朽化の状況を踏まえ、東松山市単独での施設整備や民間委託処理などの方法も検討してきたが、昨今の物価高騰の状況や災害への備え、環境負荷の低減といった点で広域での施設整備が最も望ましい方法であるとの結論に至った。

○小川地区衛生組合が広域化の検討に至った経緯

- ・可燃ごみ処理の委託契約期間（R4.4～R14.3）終了後のごみ処理の方向性を判断するために基礎調査報告書（R6.3）を作成し、管内町村において協議を行った。
- ・可燃ごみ処理は、委託期間終了後においても民間委託処理を継続しつつ、不燃物処理施設については、既設のごみ焼却場の解体後に新施設再整備を進めることを基本方針とした。
- ・あわせて、近隣自治体のごみ処理の動向を注視し、広域化の可能性も含め検討をしていくこととしていた。



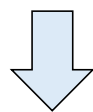
令和7年4月に東松山市からごみ処理に関して広域化の申し入れを行い、長期的かつ安定的なごみ処理のあり方を見据えて、広域化の可能性について調査研究や検討を進めることになった。

○東松山市と小川地区衛生組合との検討経過

時期	内容
令和7年4月	東松山市から小川地区衛生組合（管内町村含む）へ意見交換会への参加を呼びかけ
令和7年4～5月	事務レベルでの意見交換会等を開催し、現状の処理状況と課題の共有、ごみ量予測、広域ごみ処理を想定した場合の施設規模と対象ごみ種等について検討
令和7年6～7月	意見交換会等の結果を受けて、広域を想定した概算事業費を調査するため東松山市にてプラントメーカーヒアリングを実施。小川地区衛生組合は現行継続した場合のコストを試算。また、環境負荷低減（温室効果ガス）についての効果検証を実施。

○小川地区衛生組合管内での検討経過

時期	内容
令和7年8～11月	管内会議を定期的で開催し、広域施設整備と現在の処理継続（民間委託処理）を比較検討。
令和7年11月	小川地区衛生組合から、東松山市へ広域施設整備に向けた検討を進めたい旨を回答



東松山市、小川地区衛生組合管内自治体の双方で、広域化によるコストメリット及び環境負荷低減（CO2排出量削減）効果が見込まれたため、ごみ処理の広域化を推進することで合意するに至った。

東松山市 小川町 嵐山町 滑川町 ときがわ町 東秩父村
ごみ処理の広域化の推進に関する基本合意書

東松山市、小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町及び東秩父村（以下「1市4町1村」という。）は、ごみ処理の広域化の推進に関する基本的事項について、下記のとおり合意する。

記

- 1 ごみ処理の広域化の推進の枠組み
ごみ処理の広域化を推進する枠組みは、1市4町1村とする。
- 2 ごみ処理施設の建設予定地
ごみ処理施設の建設予定地は、東松山市内とする。
- 3 広域化に向けた協議
1市4町1村は、ごみ処理の広域化の推進に向け、協議会を設置する。
- 4 共同処理するごみ種
共同処理するごみ種は、全てのごみ種とする。
- 5 ごみ処理施設の整備運営を行う事業主体
ごみ処理施設の整備運営を行う事業主体は、一部事務組合を新たに設立するものとする。
- 6 環境対策
ごみ処理施設の稼働による温室効果ガス排出量について、現行処理よりも削減することを目指すとともに、ごみの減量化及び資源化を住民や民間事業者とも連携しながら1市4町1村で協力して行う。
- 7 補則
本合意書に定めのない事項及び本合意事項に疑義が生じた場合は、1市4町1村で協議の上、決定するものとする。

この基本合意の証しとして、本書6通を作成し、1市4町1村において署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年12月18日

東松山市松葉町一丁目1番58号

東松山市

東松山市長

新田 浩一



比企郡小川町大字大塚55番地

小川町

小川町長

島田 康弘



比企郡嵐山町大字杉山1030番地1

嵐山町

嵐山町長

佐久間 孝光



比企郡滑川町大字福田750番地1

滑川町

滑川町長

大塚 信一



比企郡ときがわ町大字玉川2490番地

ときがわ町

ときがわ町長

渡邊 一美



秩父郡東秩父村大字御堂634番地

東秩父村

東秩父村長

高野 貞宜



東松山市・小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町・東秩父村ごみ処理広域化協議会規約

（協議会の設置）

第1条 東松山市、小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町及び東秩父村（以下「1市4町1村」という。）は、令和7年12月18日に1市4町1村で締結したごみ処理の広域化の推進に関する基本合意書に基づき、1市4町1村によるごみの広域処理（以下「事業」という。）に関する事項について協議するため、協議会を設置する。

（協議会の名称）

第2条 協議会は、東松山市・小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町・東秩父村ごみ処理広域化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（協議事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- （1）ごみの共同処理に関すること。
- （2）事業の実施主体に関すること。
- （3）事業の実施主体における経費の負担割合に関すること。
- （4）事業に係る調査及び検討に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、事業に関すること。

（組織）

第4条 協議会は、1市4町1村の長を委員として組織する。

（役員）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、新ごみ処理施設の立地自治体となる東松山市長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、小川町長をもってこれに充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 3分の1以上の委員から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

- 第7条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
 - 3 会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の学識経験を有する者その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(事務局)

- 第9条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、東松山市役所内に置く。
- 2 事務局の庶務は、東松山市環境産業部廃棄物対策課新ごみ処理施設整備準備室（以下「整備準備室」という。）が行う。
 - 3 小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町及び東秩父村は、必要に応じて職員を東松山市に研修派遣するものとし、東松山市は、当該職員を整備準備室に所属させるものとする。この場合において、当該職員の勤務条件等は、別に定める。
 - 4 小川地区衛生組合は、事務局を補佐し、必要に応じて、各種情報提供や会議資料の作成に協力する。

(経費)

- 第10条 協議会の事務に要した費用は、東松山市が負担する。
- 2 前項の費用以外の事業の実施主体確定前の計画策定等に要した費用（以下「計画策定等費用」という。）は、1市4町1村が負担するものとし、当該負担すべき額は100分の10が均等割、100分の90が人口割とする。この場合において、人口割の経費については、予算の属する年度の前年度の10月1日現在の住民基本台帳人口をもって算出する。
 - 3 小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町及び東秩父村は、前項の規定により負担することとされた計画策定等費用の額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を東松山市に負担金として支払うものとする。

(協議会の解散)

- 第11条 協議会は、事業の実施主体が確定した後に、委員の決議をもって解散する。
- 2 協議会解散後は、協議会の事務を事業の実施主体に引き継ぐものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和8年5月1日から施行する。

令和 8 年度広域化協議会事業計画

1 方針

令和 8 年度は、今後のごみ処理広域化を行う実施主体の設立に向けた準備及び施設整備基本構想の策定等の事務を行う。

2 事業

(1) 会議の開催

① 広域化協議会

5 月 広域化協議会の公開に関する指針について
広域化協議会の事業計画について
長期スケジュールについて

8 月 施設整備基本構想について
候補地について
共同で負担する範囲について
一部事務組合同規約について

11 月 施設整備基本構想について
翌年度事業計画・予算及び組織体制について
一部事務組合同規約について

2 月 施設整備基本構想について
一部事務組合同規約について
この他未調整事項について

② 担当国会議

広域化協議会の開催にあわせて、適宜開催する

長期スケジュール

項目／年度	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17	R 18	備考
1. 施設整備基本構想	●————●													
2. 候補地選定		●————●	●————●											
3. 組合設立等			●-----●											
4. 施設整備基本計画				●————●										
5. 施設整備基本設計				●————●										
6. PFI等導入可能性調査				●————●										
7. 事業者選定 (発注支援)					●————●									
8. 生活環境影響調査				●————●										
9. 猛禽類調査(参考)			●————●											
10. 都市計画決定手続き				●————●										
11. 造成基本設計			●————●											
12. 造成実施設計				●————●										
13. 測量調査			●————●											
14. 地質・地歴調査			●————●											
15. 設計・施工監理								●————●						
16. 施設建設工事等								●————●						
17. 供用開始													●————●	

※本長期スケジュールは広域化協議会設立時点のものであり、事業の進捗に合わせて随時見直しを行うものとする。

第1回広域化協議会 出席者名簿

自治体名等	職名	氏名	担当課長
東松山市	市長	森田 光一	/
小川町	町長	島田 康弘	
嵐山町	町長	佐久間 孝光	
滑川町	町長	大塚 信一	
ときがわ町	町長	前田 榮	
東秩父村	村長	高野 貞宜	
事務局	環境産業部 部長	江口 功一	
	環境産業部 次長	町田 和行	
	廃棄物対策課 課長	新村 久徳	
	廃棄物対策課 新ごみ処理 施設整備準備室 室長	堀越 和行	
	廃棄物対策課 新ごみ処理 施設整備準備室 主査	中島 佑典	
	廃棄物対策課 新ごみ処理 施設整備準備室 主任	滝本 雅之	
	廃棄物対策課 新ごみ処理 施設整備準備室 主任	重泉 直也	
事務局補佐	小川地区衛生組合 事務局長	磯田 真佐司	
	小川地区衛生組合 主幹	武井 純	
	小川地区衛生組合 主査	原口 栄祐	